

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

◇告

示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定

目次

- 家畜改良増殖法による臨時種畜検査の実施
- 豚の定期種牡畜検査の実施
- 土地改良区の役員が退任し、又は就任した旨の届出
- 土地改良区の役員の仕事に変更を生じた旨の届出
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- "
- "
- "
- "
- "
- 土地の用途廃止
- 土地区画整理組合の設立の認可
- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

告 示

鳥取県告示第二百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取生協病院 附屬古市診療所	鳥取市古市一	昭和四十七年三月十二日
古賀齒科医院	米子市天神町一丁目五〇	一 日
遠藤全快堂薬局	" 日野町二〇・二一	"

鳥取県告示第二百六十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日		検査場所	家畜の種類
第一次	第二次		
四月二十一日 午前十時から	四月二十四日 午前十時から	東伯郡赤碓町松谷 鳥取県種畜場	乳用牛

鳥取県告示第二百六十四号

鳥取県種畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条第一項に規定する豚の定期種畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査場所
昭和四十七年四月二十四日	十時から	倉吉市八屋 倉吉家畜市場
" " " " 二十五日	" "	東伯郡東伯町 東伯家畜市場
" " " " 二十六日	" "	米子市吉岡 西部家畜市場
" " " " 二十七日	" "	境港市竹内町 余子検査場
" " " " 二十八日	" "	鳥取市国安 東部家畜市場

鳥取県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

羽合土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事	故 島 賢 市	東伯郡羽合町大字長瀬一、一五〇〇六
" "	村 松 優	一、〇四八〇一
" "	岡 本 治 郎	一、〇五〇〇二
" "	植 原 正 隆	一、一六二
" "	村 口 春 高	一、六七一一二
" "	磯 江 正 一	大字久留二〇四
" "	宮 本 良 吉	八〇
" "	西 崎 善 太 郎	一六一
" "	椿 德	大字田後六九四
" "	福 井 勝 治	大字長瀬五九六
" "	梅 田 利 康	大字上浅津二八三〇一
" "	中 村 博 文	一二六
" "	竹 信 秀 秋	三六八〇一
" "	道 家 務	大字下浅津一五二
" "	富 山 直 幸	五三〇四
" "	中 本 豊 吉	大字南谷四〇〇
" "	川 本 実 次 郎	大字上橋津一九〇四
" "	岩 本 留 治	大字橋津五三二
" "	絹 見 石 春	東郷町大字長江一、〇七八
" "	岡 本 良 藏	大字門田三四二〇一

井上一郎 倉吉市清谷六〇八
 生田善太郎 大塚一一五
 監事 酒井勝己 東伯郡羽合町大字長瀬一、一七五
 北田昇一 大字上浅津二九一〜一
 國田一夫 大字橋津一四七
 昭和四十七年三月一日開催の第一回通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年三月八日就任 任期四年

羽合土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事 故 島賢市 鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬一、一五〇〜六
 石原庄太郎 一、二〇九
 高田武 二、三八九
 神崎治郎 一、〇二五
 村松優 一、〇四八〜一
 村口春高 一、六七一〜二
 秋草鐵雄 一、二八四
 磯江正一 大字久留二〜四
 秋田義治 六三
 戸崎薫 大字水下一四七〜一
 梅田利康 大字上浅津二八三〜一
 竹信秀秋 三六八〜一
 中村博文 一二六
 村岡迦男 五四一〜一

道家務 大字下浅津一五二
 中本豊吉 大字南谷四〇〇
 上村隆雄 大字上橋津五三
 岩本留治 大字橋津五三二
 絹見石春 鳥取県東伯郡東郷町大字長江一、〇七八
 岡本良蔵 大字門田三四二〜一
 井上一郎 鳥取県倉吉市清谷六〇八
 仲倉源一 大塚一七一
 椿徳 東伯郡羽合町大字田後六九四
 北田昇一 大字上浅津二九一〜一
 國田一夫 大字橋津一四七

昭和四十七年三月一日開催の第一回総代会で役員選挙が行なわれたので、土地改良法第十八条第十二項の規定により昭和四十七年三月一日退任

関金土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事 池谷房男 鳥取県東伯郡関金町大字山口五八四
 大本正顕 大字明高一、一九四
 谷本貞雄 八七八
 高倉豊 大字堀二九四
 福永好一 大字明高九四一〜一
 小林章人 鳥取県倉吉市志津二〇六
 増田義人 鳥取県東伯郡関金町大字堀二、二六六
 山田紀久 大字今西一、〇四四

西田敬一
大字泰久寺六一四

世瀬隆徳
一四六

本高定雄
大字松河原一五五

加藤登
一、二〇三

山谷幹男
大字大鳥居六五四

進木公一
八三三

池本賢蔵
大字安歩五四五

太田義正
大字関金宿一九三

西村正
五一〇

日野縁般
大字明高八四三

石田夏實
大字松河原一〇六

鳥飼昇
大字関金宿五四七

昭和四十七年一月二十六日役員選挙の公告をし、昭和四十七年二月三日第一回総代会において選挙予定のところ、昭和四十七年一月三十一日午後五時立候補締切までに定数をこえなかつたため、無投票当選し、昭和四十七年二月十日就任 任期四年

関金土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 大本正顕 鳥取県東伯郡関金町大字明高一、一九四

谷本貞雄 八七八

高倉豊 大字堀二、九二三

繁原重治 一、八八六

増田義人 二、二六六

茅原延好
一、八九三

山田紀久
大字今西一、〇四四

世瀬隆徳
大字泰久寺一四六

加藤登
大字松河原一、二〇三

山谷幹男
大字大鳥居六五四

藤井恒好
八〇二

池本賢蔵
大字安歩五四五

西村正
大字関金宿五一〇

遠藤昭典
七一三

加藤政夫
二七九

光村大蔵
大字松河原九九五〇二

小林章人
鳥取県倉吉市志津二〇六

日野縁般
東伯郡関金町大字明高八四三

加藤幸義
大字松河原一、二〇一

鳥飼貞好
七五五

昭和四十七年二月三日第一回総代会で役員選挙が行なわれたので、土地改良法第十八条第十二項の規定により昭和四十七年二月三日退任

千代水土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 前田 恵 鳥取市徳吉一八二番地

昭和四十七年二月二十一日死亡により退任

鳥取県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大鴨土地改良区

理事 藤井信雄	変更前	倉吉市西倉吉町一六一番一地
	変更後	一六〇番地の二
森石秀春	変更前	小鴨五七九番地
	変更後	二〇六番一地

鳥取県告示第二百六十七号

昭和四十六年十一月十六日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（津ノ井地区農地造成）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年四月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十八号

名和町長から申請のあつた町営土地改良（小竹地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十九号

名和町長から申請のあつた町営土地改良（佐土地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十号

名和町長から申請のあつた町営土地改良(柳谷地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十一号

名和町長から申請のあつた町営土地改良(東坪地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十二号

名和町長から申請のあつた町営土地改良(西坪地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十三号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(津ノ井地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年三月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年三月十七日から用途廃止した。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡八東町大字才代字上ハン一四九番地先から 同町大字才代字上ハン一四八ノ四番地先まで		一七・九〇	道路敷

鳥取県告示第二百七十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十四条第一項の規定に基づき、米子市米原南土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 組合の名称

米子市米原南土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和四十七年四月四日から昭和四十八年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市米原字治右衛門道東六拾間、字三軒屋道東、字南原、字寺町谷、字遊仙山及び字三軒屋道西空地並びに西福原字米川向鍋屋道西の一部

四 事務所の所在地

米子市中町二十番地(米子市建設部都市計画課内)

五 認立認可の年月日

昭和四十七年三月三十一日

六 事業年度

昭和四十六年度及び昭和四十七年度

七 公告の方法

理事長が指定する場所に掲示して行なう。

鳥取県告示第二百七十六号

千代川水系に係る一級河川円護寺川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十七号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

千代川水系一級河川円護寺川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十七年四月四日

三 廃川敷地の位置

鳥取市覚寺字賀露田四十一番の七地先から同市覚寺字賀露田三十九番の三地先まで

鳥取市覚寺字繩手二百三十七番地先から同市覚寺字繩手二百四十一番地先まで

鳥取市覚寺字西尾田二百二十九番の一地先から同市覚寺字西尾田二百二十三番地先まで

鳥取市覚寺字流田二百十七番の五地先から同市覚寺字流田二百二十番地先まで

鳥取市覚寺字下丁田九十一番の一地先から同市覚寺字堤下の三七十八

番の一地先まで

鳥取市覚寺字駒原百八十九番地先から同市覚寺字堀向百九十九番地先
まで

鳥取市覚寺字上丁田百十六番地先から同市覚寺字上丁田百九番地先ま
で

鳥取市覚寺字目当百二十三番地先

鳥取市円護寺字中河原三百十二番の一地先

鳥取市円護寺字中河原三百十六番の一地先から同市円護寺字中河原三
百十五番地先まで

鳥取市円護寺字中河原三百二十四番の一地先から同市円護寺字中河原
三百二十三番の六地先まで

鳥取市円護寺字町分二百二十二番地先から同市円護寺字町分二百二十
四番の二地先まで

鳥取市円護寺字土手の内二百三十二番の六地先から同市円護寺字土手
の内二百二十六番の三地先まで

四 廃川敷地の種類及び面積

土地 二、四三二・一四平方メートル

鳥取県告示第二百七十八号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(廢の指定について)の一部を
次のように改正する。

昭和四十七年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県佐治川治水ダム建設事務所 八頭郡佐治村大字尾際六六二の二」

を削る。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】